

令和6年 第5回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和6年4月23日（火）

令和6年 第5回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和6年4月23日（火） 午後3時30分～
- 2 場所 小林市役所 3階 第3会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 槇光子 園田貞哉 廣崎真美
- 4 参与職員 松元公孝 今西敦子 田村智宣 久保田恭史 山内寿朗
古沢博文

（調製職員）池北諭子

5 説明職員

6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 それでは、ただいまより令和6年4月16日付小林市教育委員会告示第8号で招集されました、令和6年第5回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、報告第6号 令和6年第2回市議会定例会（3月議会）について説明をお願いします。

松元教育部長 3月議会の報告については、一般質問と議案質疑を3月定例会でされているので、本日は総務文教委員会の質疑応答を2ページから12ページまで3課の質疑応答を記載しております。

委員会報告につきましては、これまで通り目通しいただいて報告に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

園田教育委員 参考程度に聞きたいのですが、11ページ、原議員の質問で、⑦大運動会については、校区対抗の競技などの検討はするのかという質問に対して、実行委員会を立ち上げて検討していくとありますが、もう少し詳しくお聞きしたいです。

山内スポーツ振興課長 この件につきましては昨年来、子どもたちのリレーとかの要望もありましたので、今年度よりしっかりと実行委員会を立ち上げて、その場で協議をしていきたいとスポーツ振興課としても考えておりましたので、そのようにお答えをしました。

園田教育委員 個人的には私も前の小・中学生、高校生まで含めて校区単位で参加するの

はよかったと思います。今の運動会も、参加したことはないのですが、結構盛り上がっていると思います。その辺はいろいろとこれから検討していただきたいと思います。

松元教育部長 補足すると、以前のような各校区の代表での実行委員会ではなくて、いろいろな団体の人たちに入っていて、いろいろな方面から種目等を考えてやっていくので、基本的な開催の方法としては、昨年一昨年と同じような方法です。実行委員会のあり方はそのような形です。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。(はい)

次に、報告第7号 令和6年度ALT（外国語指導助手）について説明をお願いします。

今西学校教育課長 報告第7号 令和6年度ALTについてご報告いたします。13ページをお願いいたします。令和6年度につきましては、令和5年度に引き続き株式会社インタラックをお願いをしております。14ページに写真を載せておりまして、今年度はこちらの5名体制で実施することとしております。

1段目と2段目の方につきましては小林市2年目となります。

3段目以降の3名の方につきましては、小林市でのALTは初めてとなりますが、3段目の方は岐阜県で勤務経験があるということです。

4段目の方は、国内での経験はないとのことですが、母国での指導経験はあるということです。

一番下の方は、母国で4年間教員として勤務をされていたということです。経験の浅い方が2名いらっしゃいますが、そちらにつきましては、派遣元でありますインタラックで研修をしっかりと行うとの説明を受けております。

こちらに載せております今回お願いする5名の方につきましては、いずれも小林市にお住まいで、車の運転もできると伺っております。報告は以上です。

中屋敷教育長 何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)

それでは、議案に入りたいと思います。

議案第17号 令和6年第4回市議会定例会(6月議会)の議決を経るべき議案の原案の決定について説明をお願いします。

今西学校教育課長 15 ページになります。議案第 17 号 令和 6 年第 4 回市議会定例会（6 月議会）の議決を経るべき議案の原案の決定について、教育委員会の承認を求めるものでございます。私からは、学校教育課部分について説明を申し上げます。

16 ページをお願いいたします。学校教育課からは 2 事業を計上しております。1 行目、小学校県指定研究校配分経費 28 万 6 千円でございます。

今年度、小学校体育専科教員加配措置校実践研究の指定校として、三松小学校、持続型社会を実現する環境教育推進事業の指定校として、紙屋小学校が指定されたことに伴う経費を増額補正するものでございます。

財源は全額県の補助金及び委託金となっております。

2 行目、中学校県指定研究校配分経費 20 万円でございます。

こちらは先ほど申し上げました紙屋小と同じく、持続型社会を実現する環境教育推進事業の指定校として、紙屋中学校が指定されたことに伴う経費を増額補正するものでございます。こちらにつきましても財源は全額県の補助金となっております。学校教育課は以上です。

山内スポーツ振興課長 続きまして、スポーツ振興課でございます。17 ページをお開きください。1 行目のスポーツ推進事業費ということで、高等学校全国大会等出場負担金であります。先に行われました小林高校男女駅伝部、女子バスケットボール部、秀峰高校のウエイトリフティング部、新体操部に対する全国大会の負担金でございます。

次に 2 行目、元気なみやざきっ子食育推進事業費ということで、令和 5 年も行った事業でございます。南小学校の食育推進を継続して行うということであります。以上です。

中屋敷教育長 何かご質問はありますか。よろしいでしょうか。（はい）

それではお諮りしたいと思います。

議案第 17 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。（はい）ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第 18 号 小林市教職員住宅管理規則の一部改正について説明をお願いいたします。

今西学校教育課長 18 ページをお開きください。

議案第 18 号 小林市教職員住宅管理規則の一部改正につきまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。

19 ページに規則の一部を改正する規則案を載せております。細野教職員住宅 5 号につきまして、令和 5 年度に解体が済みしましたので、20 ページの別表の上から 4 行目にあります細野教職員住宅 5 号を削除するものでございます。改正内容については以上となります。

なお、教職員住宅については、全体的に老朽化が進んでおりまして、最も古い住宅は昭和 41 年建設で築 58 年となっております。先ほどご説明申し上げました細野教職員住宅 5 号も、昭和 49 年建設で築 50 年でありました。今後の教職員住宅の考え方として、今年の 4 月から、築 50 年を経過した住宅について、入居を中止することとしまして、8 戸を入居中止としました。また、築 40 年以上を経過し、3 年以上居住実態がない住宅につきましても、今後は順次入居を中止していくこととしております。

なお、入居中止した住宅につきましては、跡地利用も考慮しながら順次解体を進めることとしておりますが、その際はまちづくり協議会や地域にご説明をして進めることとしております。説明は以上です。

大部 薫教育長職務代理者 今説明があったように、大変古くなってきている住宅が多くて、現在の入居状況が分かりますか。

今西 学校教育課長 現在、市内に 30 戸ありまして、使用できる 22 戸中、16 戸については入居をされています。以上です。

中屋敷 教育長 他にご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。(はい) それではお諮りしたいと思います。

議案第 18 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございました。承認されました。

続きまして議案第 19 号 小林市要保護児童生徒就学援助費及び準要保護児童生徒等就学援助費並びに特別支援教育就学奨励費に関する要綱の一部改正について説明をお願いします。

今西 学校教育課長 21 ページになります。議案第 19 号 小林市要保護児童生徒就学援助費及び準要保護児童生徒等就学援助費並びに特別支援教育就学奨励費に関する要綱の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございま

す。

22、23 ページに告示案、24、25 ページに新旧対照表をつけております。改正の内容につきましては、第3条と第7条につきましては、要綱内の文言の定義を統一するよう改正を行うものです。

第5条及び様式第1号、第2号につきましては、就学援助費等を申請される保護者の負担軽減のために、貸家等に入居されている場合の添付書類を、契約書の写しだけではなく、例えば家賃の領収書等でも可能とするように、契約書の部分を書類と改正を行うものです。

また、児童扶養手当の支給がある方には、その写しの添付を求めておりますが、添付不足が多くありますので、今回改めて様式に載せる改正を行うものです。

別表第3につきましては、さかのぼって認定をした場合の請求時期について、認定通知日の翌月末までとし、取り扱いの齟齬を解消するように改正を行うものです。説明は以上です。

大部 薫教育長職務代理者 改正後案の4ですが、現行が第3条の認定とあり、これが第3条の認定基準に変わっていますが、認定基準にした場合に、認定基準について審査をするととられないかなと思いました。

今西 学校教育課長 こちらの認定基準についてですけれども、上の方に（認定基準）と見出しがついているところがございます、そこに認定基準が全部載っています。その認定基準としているものとこちらが認定となっているので、文言の統一をするために、今回基準を入れたということになります。

大部 薫教育長職務代理者 これを読んだときに、市役所では分かっていると理解できますが、全然知らない方が読んだときに、認定基準の審査するのかなととられたものですから、質問しました。

今西 学校教育課長 文言だけのことなので、今までの要綱で分からないことはないと思います。文言統一の改正をする。今までの方が分かりやすいというのは、おっしゃられる通りだと思っております。以上です。

中屋 敷教育長 これについては、次回に確認をするという条件のもとで諮りたいと思います。

大部 薫教育長職務代理者 もう1点質問しますが、就学予定者等を消していますよね。準

要保護児童生徒等となったときに、小学校1年生から中学校3年生まで単純に該当するのかなと思うのですが、この予定者となると、今の年長さんも含めますという意味でしょうけど、これも前の方が分かりやすいかなと思います。

今西学校教育課長 次回にしっかりとした形でお示しをさせていただければと思います。

中屋敷教育長 よろしいですか。(はい)

議案第19号については、ご指摘があった2ヶ所について次回確認するという条件のもとで、お諮りしたいと思います。

議案第19号については条件をつけて承認ということによろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございます。承認されました。

続きまして議案第20号 小林市学校施設長寿命化計画の変更について説明をお願いします。

今西学校教育課長 26ページになります。議案第20号 小林市学校施設長寿命化計画の変更について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

27ページに、変更内容を載せております。

小林中学校管理棟、校長室、職員室のある棟になりますが、雨漏りが頻発しており、これまでもその都度修繕を行っていましたが、築50年を経過し、防水シートの劣化が激しく、複数箇所で破れている状況にありますので、今年度全面張り替え予定としております。

大規模な改修工事の場合、小林市学校施設長寿命化計画に記載する必要があるため、計画に追加をする改定を行うものです。

27ページの下の囲いの部分に赤字で示しております、小林中学校管理棟屋根防水改修工事（大規模改修）を追加する改定になります。説明は以上です。

楨教育委員 質問ではないのですが、小林中学校の北校舎の上の方のコンクリートが剥げた感じになっています。地震とかあったときに落ちるのではないかと思います。そんな簡単には落ちないでしょうけど確認のために、学校を見られたらいかがかなと気になっておりました。

中屋敷教育長 要望ということでよろしいですか。(はい)

他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第 20 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第 21 号 令和 6 年度学校運営協議会委員の委嘱について説明をお願いします。

今西学校教育課長 28 ページになります。議案第 21 号 令和 6 年度 学校運営協議会委員の委嘱について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

学校運営及び学校運営への必要な支援に対して協議する機関として、学校ごとに学校運営協議会が置かれておりまして、その委員は各学校からの推薦をしていただいております。

29 ページから 32 ページまで、それぞれ小学校と中学校の運営委員の方のお名前があがっております。今年度は小学校が 65 名、中学校 50 名の合計 115 名で、うち兼務が 15 名、新任が 28 名でございます。

今年度はこの方々に委嘱をしたいと考えております。説明は以上です。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第 21 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第 22 号 令和 6 年度スクールサポートセンター職員及び共同学校事務室室長等の任命について説明をお願いします。

今西学校教育課長 33 ページになります。議案第 22 号 令和 6 年度スクールサポートセンター職員及び共同学校事務室室長等の任命について教育委員会の承認を求めるものでございます。

学校運営に関する支援を行うためにスクールサポートセンターを、学校における事務の効率的、効果的な処理を行うために共同学校事務室を設置しております。34 ページに名簿を載せております。

スクールサポートセンターには、代表校長と事務局長を置くこととなっております。代表校長に小林小学校の校長先生、事務局長に小林小学校の事務主幹をお願いしたいと考えております。

次に、共同学校事務室でございますが、小林地区、細野地区、三松地区、野尻地区の4地区に分けて設置し、それぞれの担当学校を設定しております。共同学校事務室には、室長、副室長、室員を置くことになっておりますので、ここに載っている方々をお願いしたいと考えております。説明は以上です。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第22号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第23号 令和6年度教育研究センター研究員の委嘱について説明をお願いします。

田村教育指導監 それでは、資料35ページをご覧ください。令和6年度教育研究センター研究員の委嘱につきまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。36ページをご覧ください。

令和6年度小林市教育研究センターの研究員につきましては、名簿にありますように18名を委嘱したいと考えております。昨年度から継続して、研究員を務めていただく先生方が3名、今年度新規でお願いをしている先生方が15名となっております。

その中でも特に紙屋小学校の教頭先生、細野中学校の教頭先生には主任研究員をお願いしたいと考えております。

また研究センターの研究につきましては、昨年度は児童生徒の個別最適な学びを充実させる授業のあり方を研究主題に教科の枠を広げて、効果的なICTの活用等について研究を深めて参りました。

今年度につきましては、本市の教育目標の実現に向けて、これまでの研究成果をもとに研究を深めていきたいと考えております。以上でございます。

中屋敷教育長 何かご質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第23号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第 24 号 令和 6 年度小林市放課後子ども教室コーディネーター、教育活動サポーターの委嘱について説明をお願いします。

久保田社会教育課長 議案第 24 号 令和 6 年度小林市放課後子ども教室コーディネーター、教育活動サポーターの委嘱について、教育委員会の承認を求めるものでございます。38 ページに名簿を添付させていただいております。

委嘱期間としましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間ということで、現在市内に 5 ヶ所、放課後子ども教室を設置しております。それぞれの教室にコーディネーターを 1 名ずつ、サポーターについては 3 名から 13 名という形をお願いしているところでございます。

今回は新規の方が永久津教室で 2 名、あとの方は継続ということで、子どもたちの放課後の居場所づくりに非常にお力添えをいただいておりますので、この方々でまた今年度も委嘱をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

大部 薫教育長職務代理者 このサポーターの方が新しい方もお入りになったということで、研修会等の計画はございますか。

久保田社会教育課長 5 月中にコーディネーター、サポーターの方に研修会を予定しております。また夏休み前には A E D、救急救命といった研修も、年間スケジュールの中で計画を組んでいるところでございます。以上です。

中屋敷教育長 ありがとうございます。他にご質問等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第 24 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございます。承認されました。

続きまして、議案第 25 号 令和 6 年度図書館協議会委員の委嘱について説明をお願いします。

久保田社会教育課長 議案第 25 号 令和 6 年度図書館協議会委員の委嘱について教育委員会の承認を求めるものでございます。40 ページに名簿を添付させていただいております。

委嘱期間としましては令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。今回は新規の方が 3 名となっていて、図書館に関連する

外郭団体の方等を含めて図書館の運営に関する異議が生じた場合に、協議をお願いしているところで、例年、年に1度会議を開かせていただいているところでございます。

現在のところ学校司書教諭の確認を取っておりますので、これにつきましては、来月の定例教育委員会でご報告ということでお願いをしたいと思っております。説明は以上となります。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第25号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第26号 社会教育委員の委嘱について説明をお願いします。

久保田社会教育課長 議案第26号 社会教育委員の委嘱について教育委員会の承認を求めるものでございます。42ページをお願いいたします。

任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間ということで、今回、継続の委員の方が6名、新規の方が6名ということで、大幅にメンバーの入れ替わりをすることになるかと思えます。

まず校長会の方は毎年、充て職ということで校長会にお願いして今回、野尻中学校の校長先生にお願いすることとなりました。

3番の方については、これまでは文化連盟から出ていただいておりますが、年齢的にも若い方という形で、文化連盟には属していただんですけど文化芸術の分野ということでお願いしようと考えております。

7番の方は今、読み聞かせを行われていますので、この方についても図書関係、また読み聞かせで文化芸術の活動ということでお願いしたいと考えております。

11番の方については、熱中小学校であったり、おもしろ発見塾の方でいろいろ多岐にわたって活動されていますので、今回お願いしたいと考えております。

12番の方については、元民生委員でもあり、また現区長でもございますの

で、地域の方の目線で社会教育委員の活動をしていただければと考えております。

活動の内容としましては、それぞれの持ち分野について自分が行った活動を皆さんで協議、情報共有しながら、それを地域の社会教育活動に生かすという形で、年に5回程度の定例会、また西諸地域以外での活動として、年に3回程度研修会等も行っておりますので、今後もそういった形で進めて参れかと思いますので、ご承認をお願いしたいと考えております。

1点訂正をお願いいたします。

3番と11番の任期が32日となっておりますが、31日に訂正をお願いします。申し訳ございません。説明は以上です。

廣崎教育委員 10番の市PTA協議会からというところに、男と書いてありますけど。

久保田社会教育課長 大変申し訳ございません。今後資料の確認を十分に努めてまいります。現在、市PTA協議会にも推薦をお願いしておりますので、決まり次第来月報告ということで、この男の表記も削除をお願いします。

中屋敷教育長 それでは、よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第26号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。承認されました。

続きまして、議案第27号令和6年度小林市子ども読書活動推進委員の委嘱について説明をお願いします。

久保田社会教育課長 議案第27号 令和6年度小林市子ども読書活動推進委員の委嘱について教育委員会の委嘱並びに任命の承認を求めるものでございます。

資料の44ページをお願いいたします。

任期が令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。現在、2番の市PTA協議会からの推薦と、4番5番の小学校司書教諭、中学校司書教諭の推薦についてお願いしておりますので、この3名の方については、5月の定例教育委員会での報告ということでご了承いただきたいと思います。

6番の方が小林保育会からの推薦で、前任者と交代ということで今回新規となります。8番の方が、4月1日に小林市立図書館長が交代をされまし

たので、それに伴いまして今回新規ということになっております。

行政職員につきましては人事異動による人員の交代となっております。

活動としましては、読書活動に関するもので年に数回会議を開きまして、情報共有を図りながら協議をいただいているところでございます。説明は以上でございます。

大部 菌教育長職務代理者 8 番の方はどういう方か教えていただきたいです。

久保田 社会教育課長 もともとは学校教員で、校長先生までされて 3 年前に退職をされています。その後は、高原町の社会教育委員をされておりました。

前館長からお声がけをされて、今年の 1 月から図書館の副館長ということで理事会の承認を受けられて、職に就かれて、その中で、前館長から図書館業務の引き続きであるとか、そういったところがある程度なされてきております。

正式に 4 月 1 日から館長ということで、教育関係に長年勤務されておりましたので、当然、読書活動図書館業務には十分精通されているかと考えております。以上でございます。

中屋敷 教育長 他にご質問はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第 27 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。承認されました。

続きまして、議案第 28 号 令和 6 年度小林市教育集会所運営審議会委員の委嘱について説明をお願いします。

久保田 社会教育課長 議案第 28 号 令和 6 年度小林市教育集会所運営審議会委員の委嘱について教育委員会の承認を求めるものでございます。46 ページをお願いいたします。

任期が令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。

今回委員の入れ替わりとしましては、5 番の小林中学校の校長が異動によりまして交代をされております。あと 7 番の高等学校の支援教員が、今年度から小林秀峰高等学校が担当校となりまして、人権教育研究員として今

回新規で入っていただく形になります。

9番の指導主事も今回異動で学校教育課に赴任されましたので、今回新規となります。10番も今回の人事異動で、人権同和対策監が代わっておりますので、この4名の方が新規となっております。

この運営審議会につきましては、教育集会所が市内に永田町と上町の2ヶ所ございます。そちらの運営等に係る案件、変更、そういったものが発生した際に、協議会を開くということでございますので、定期的に会議を開くものではございません。ですので、今回はご承認をいただいて、案件等が発生した場合にはその際に委嘱をさせていただいて、ご審議いただくという形で、今回は人選の部分をご承認いただきたいと考えております。説明は以上でございます。

大部 菌教育長職務代理者 この集会所も外から見ると、大変古いなという印象ですが、昨年の活動状況を教えていただきたいです。

久保田 社会教育課長 ご指摘のとおり、両集会所とも築49年と48年でもう間もなく50年が参ります。集会所の成り立ちについてはいろいろな事情がありまして建設されております。

永田町教育集会所につきましては現在、一般住民の方の利用という形で、管理人を委託をしまして、常時使っていただいておりますので、大体1ヶ月に12、3団体が隔週とか毎週という形で活用をしていただいております。

上町教育集会所については、人権学習の拠点施設、また児童生徒の学習支援施設というところがありますので、支援教員の方が今、小林小学校、小林中学校から先生方それぞれ1名、それと高校から1名という形で3名の先生方が一応席を置いていただいておりますが、実際、昨年度で言いますと、中学3年生が夏休み期間中は、通学をされて先生方の教育受けて、高校にしっかりと進学をしていただいております。

小・中学生については、どうしてもここ数年はコロナ禍ということがあって、なかなか集まるということが難しい状況ですので、先生方と定期的に施設の管理運営の準備をして、いつでも子どもが来て、時に学びができるという状況で、今委託の方で管理をしていただく方もいらっしゃいますので、先生方も今、学校で就学支援をした方がいいような子どもさんに声を

かけて、できれば通所して、そこでまた学びを深めていただけるような活動というような状況でございます。

中屋敷教育長 他にご質問等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第 28 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第 29 号 令和 6 年度こばやしスクールサポートボランティアセンター学校コーディネーターの任命について説明をお願いします。

久保田社会教育課長 議案第 29 号 令和 6 年度こばやしスクールサポートボランティアセンター学校コーディネーターの任命について教育委員会の承認を求めるものでございます。資料の 48 ページをお願いいたします。

任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間ということで、各小・中学校にコーディネーターを 1 名、教頭先生ないし教務主任という形で、先生方をお願いをしているところでございます。

今回、定期異動によりまして、学校の先生方が交代しておりますので、8 名の方が新規となっております。以上でございます。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

なければお諮りしたいと思います。

議案第 29 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

続きまして議案第 30 号 令和 6 年度こばやしスクールサポートボランティアセンター地域コーディネーターの委嘱について説明をお願いします。

久保田社会教育課長 議案第 30 号 令和 6 年度こばやしスクールサポートボランティアセンター地域コーディネーターの委嘱について教育委員会の承認を求めるものでございます。資料の 50 ページをお願いいたします。

任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間となっております。各中学校区で地域コーディネーターを、多いところで 4 名、少ないところで 2 名でお願いをしているところでございます。

主な役職としましては、民生児童委員、学校運営協議会委員、まちづくり協議会委員、PTA役員、地域の区長、様々な職種の方にご協力をいただいて、学校の学びのサポートをさせていただいているところでございます。今回は新規の方が4名、残りの方については継続となっております。今後も地域コーディネーターとアドバイザーが連携をとりながら、業務運営に努めて参りたいと思っております。

合わせまして、現在学校教育課でキャリア教育支援センターにコーディネーターがいらっしゃいますが、そちらとも連携をしながら、さらに広い形で子どもたちの学びの提供ができればと考えております。

説明は以上でございます。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第30号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

最後に次回の開催予定をお願いしたいと思います。

池北調製職員 次回の開催についてですが、5月22日水曜日午後3時30分から、市役所3階 第3会議室で開催したいと考えております。よろしくお願いします。

中屋敷教育長 それでは、以上で第5回の定例教育委員会を終わりたいと思います。

閉会 16:40